

1－2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

- ①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。
- i 代替物等の使用 ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
 - iii 作業の方法の改善 iv 有効な呼吸用保護具の使用

2023(R5).4.1 施行

- ②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1 施行

(2) (1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

- （１）に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、（－）労働者の意見を聴く機会を設けることとし、（二）記録を作成し、３年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

2023(R5).4.1 施行
（（１）①に係る部分）2024(R6).4.1 施行
（（１）②に係る部分）

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

- （１）①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

2023(R5).4.1 施行

※がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分 1 に該当する物であって、令和 3 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

1－3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

- ①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

●努力義務

2023(R5).4.1 施行

●義務

2024(R6).4.1 施行

- ②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外^{（注）}の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らかな ^{（①）}		努力義務 → 義務
ないことが明らかな ^{（②）}		努力義務
ないことが明らか		（皮膚障害等防止用保護具の着用は不要）

1－6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが 3 年以内に実施される場合は 3 年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2023(R5).4.1 施行